

## 郡山市ユニバーサルデザイン啓発用品貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、郡山市ユニバーサルデザイン啓発用品（以下「UDグッズ」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象者)

第2条 UDグッズの貸出対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 市内に居住し、又は通勤・通学する者

(2) その他市長が認めた者

(借用申込み)

第3条 UDグッズの貸出しを受けようとする者は、「UDグッズ借用申込書（第1号様式。以下「借用申込書」という。）」を市長へ提出しなければならない。

(貸出し)

第4条 市長は、借用申込書を受理した場合には、これを審査し、適正であると認めるときは、UDグッズを貸出すものとする。

(費用の負担)

第5条 UDグッズの貸出しに係る費用（消耗品に要する費用を含む。）は無料とする。

(借受者の責務)

第6条 UDグッズの貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、UDグッズを返却するまでの間において、善良なる管理者の注意をもって管理するほか、UDグッズの使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 関係資料に沿って適切に使用すること。

(2) 目的外に使用しないこと。

(3) 営利を目的に使用しないこと。

(4) 処分又は転貸しないこと。

(5) その他市長が必要と認めて定めること。

(賠償責任)

第7条 借受者は、故意又は過失によってUDグッズを紛失し、又は破損させた場合には、「UDグッズ紛失等届出書（第2号様式）」を市長に提出するとともに、UDグッズを現状に復旧し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が相当の事由があると認める場合には、この限りではない。

(返却)

第8条 借受者は、借受日から起算して7日以内にUDグッズを返却しなければならない。

(未返却者への対応)

第9条 市長は、借受者が前条の規定による返却の期限から7日を経過してもUDグッズを返却しない場合は、督促状を発するものとする。

2 市長は、前号の規定による督促状により指定された期限までに借受者が返却しない場合は、UDグッズの実費相当額を借受者に請求するものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、UDグッズの貸出しに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から施行する。

UDグッズ借用申込書

年 月 日

郡山市長

私は、下記の貸出条件を遵守し、UDグッズの借用を申込みます。

※太枠内を記載してください。

借受者	住所	
	氏名	
	電話番号	
使用目的		
使用場所		
用品及び数量		
貸出希望期間		年 月 日 ~ 年 月 日
貸出条件		<ul style="list-style-type: none"><li>● 関係資料に沿って適切に使用すること。</li><li>● 目的外に使用しないこと。</li><li>● 営利を目的に使用しないこと。</li><li>● 処分・転貸しないこと。</li><li>● 紛失、破損又は汚損しないこと。</li></ul>

事務処理欄

貸出日	年 月 日	返却日	年 月 日
本人確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 保険証 <input type="checkbox"/> 住基カード <input type="checkbox"/> その他（ ）	返却時検査	良・不良（状況： ）
受付者		受付者	

UDグッズ紛失等届出書

年 月 日

郡山市長

借受者	住所	
	氏名	
	電話番号	

UDグッズを（ 紛失 ・ 破損 ）したので、次のとおり届出します。

紛失・破損した用品	
紛失・破損した年月日	年 月 日
紛失・破損の状況等	

※紛失・破損の状況等欄には、紛失・破損に至った経過を詳細に記載すること。

※紛失の場合は、最寄りの交番・警察署に紛失届を出し、「紛失・破損の状況等」欄に、届出日、届出した交番、警察署名を記入してください。